

配偶者の死亡に伴う年金記録分割制度に関する法的整理について

※ 便宜上、分割される配偶者を夫、分割を受ける配偶者を妻としている。

【配偶者の死亡に伴う年金記録分割導入の目的】

- 現行の遺族厚生年金制度は、受給権発生時に30歳以上の妻に対する期限の定めのない給付が行われており、遺された妻に対する夫の厚年記録に基づいた生涯にわたる保障として、高齢期における所得保障もカバーしている。
- そのため、これまでは夫と死別した妻に年金記録を分割していなかったが、遺族厚生年金の有期化の拡大に伴って、夫と死別後に婚姻期間中の夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献を評価し、高齢期の年金受給額の改善を図ることを目的として配偶者の死亡に伴う年金記録分割を導入する。

【離婚時分割も踏まえた配偶者の死亡に伴う年金記録分割の妥当性及び基本的な制度設計】

- 離婚時分割は、年金記録は個人に帰属するものであって、民法上の財産分与で分割ができないことに替わる措置として、婚姻期間中における夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献を評価し、年金記録の分割の根拠となる規定を年金法上に別個に定めている。
- 婚姻期間中における夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献への評価は、離別か死別かの違いで変わるものではないから、離婚時分割の考え方を死別にも拡張して、配偶者の死亡に伴う年金記録分割を年金法上に新設することは、現行の離婚時分割の規定の趣旨と整合的であると考えられる。
- 離婚時分割では、夫婦の一方が第3号被保険者である期間は2分の1（法定）で分割を行っている。したがって、配偶者の死亡に伴う年金記録分割においても第3号被保険者である期間は離婚時分割の考え方を踏襲して2分の1で分割を行う。
- 他方で、夫婦双方が厚年加入している期間については夫婦が合意した按分割合で分割を行っているところ、配偶者が死亡しているため合意分割の按分割合を定めることができないといった配偶者の死亡に伴う年金記録分割での特有の事情を考慮し、按分割合は夫婦の標準報酬月額等合計の2分の1と定める夫婦間の合意があったものと擬制する。
- 「有期給付の遺族厚生年金」が配偶者と死別後の一時的給付、配偶者の死亡に伴う年金記録分割による記録分割を受けた妻の「老齢厚生年金（又は障害厚生年金）」が高齢期の所得保障とそれぞれの役割が異なることから、支給期間が重複しない限りは年金記録の「二重利用」には当たらない。

【その他の制度設計】

- 配偶者の死亡に伴う年金記録分割の請求権発生時期、請求期限、改定の効果等の詳細な制度設計については、離婚時分割との整合性にも留意しながら引き続き、検討する。